

支援の方針・目的

協和厚生園 施設長 水野 進

平成15年度の支援費制度、平成18年度の障害者自立支援法、平成25年度には障害者総合支援法が施行、そして3年毎に繰り返される報酬改定と、目まぐるしく変わってきた障害者施策。煩雑になる施設運営の中で改めて、設立当初の「清郷会支援の基本方針」に立ち返りつつ、利用者本位を基本とした意思決定支援及び合理的配慮に取り組んでいきながら、一人ひとりのニーズに応じて立案された「個別支援計画書」に則った、きめ細やかな支援等のサービスを適切に行なっていきます。また、利用される方々の権利擁護により一層努めるのは当然のことながら、支援のあり方の再検証を常に忘れずに、質の高いサービスを提供できるよう職員相互間のコミュニケーションを密に図るのと併せて、内外の研修等を通じて職員個々のスキルアップに努めていきます。

よって、『ご本人中心主義』を基本的な考えとし、心遣い・気遣いの行き届いた支援を実践していきます。

清郷会 支援の基本方針（昭和61年4月）

- 共に笑い、共に羽ばたくことを基調に、共に働き、共に汗を流す。
（共生）
- 個人の尊厳を保ち、意向を尊重し、必要なサービスを提供する。
（自己選択・自己決定）
- 仕事をする、文化活動をする、色々な体験を通して経験を積むことにより、生活の幅を広げ、地域社会における生活に移行できるように支援する。
（自立）